

鳥取県告示第350号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人きらら女川	宮城県牡鹿郡女川町宮ヶ崎26-7	ひかり	西伯郡伯耆町久古1042	就労継続支援B型	平成23年6月1日